

会 議 概 要 報 告

1. 会議の名称	第5回潟上市上下水道事業経営審議会
2. 開催日時及び場所	令和5年8月30日(水)午前10時00分～午前10時56分 潟上市役所 2階 第1・2会議室
3. 委員等の人数	委員10人
4. 出席委員等の人数	委員8人
5. 議題	(1) 水道料金の体系案について (2) 料金改定の時期について (3) 答申書について (4) その他
6. 傍聴者の数	0人
7. 会議資料の名称	・事前配付資料(改定案、案A～C料金体系イメージ) ・当日配付資料(改定案・現行料金の比較表、各案比較表、用途別構成)
<p>【会議要旨】</p> <p>(1) 料金体系は案Cにすることを決定した。ただし、将来的には案Aのようなシンプルな体系にすることが望ましいと意見を付す。</p> <p>(2) 周知期間は4か月程度に決定した。</p> <p>(3) 答申書は会長が作成することにし、ほかの委員は書面で確認する。</p>	
<p>【会議録】</p> <p>開会</p> <p>◇議事 1. 水道料金の体系案について (事務局説明)</p> <p>【水道料金の体系案について(当日配付資料、事前配付資料)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の議論を受けて、体系の方向性を3つに絞り、改定案A～Cを新たに作成した。審議会では方向性と枠組みのみを決定するものとし、具体的な金額は事務局が決定するものとした。 ・案Aは口径25mm以下の使用者に対し、使用水量が5m³以下の料金の上昇幅を抑えている。 ・案Bはすべての口径の使用者に対し、使用水量が10m³以下の料金の上昇幅を抑えている。 ・案Cは口径25mm以下とそれ以外の口径に2分し、全体的に変動を抑え、改定率が23%に近い使用者が多くなるよう調整している。 ・浴場用と工事用(現行の臨時用)は用途別として残したい。 	

○A 委員

私としては、私の自宅の使用水量と照らし合わせて最も改定率が低く抑えられている案Cが良いと思います。しかし、案Cは口径30mm以上の使用者の料金が高くなっていて、その方々から不満が出ると思います。想定問答はありますか。

●事務局

口径30mmの使用者は多くが営業用、団体用ですが、これらの用途区分の方は上昇率が必ずしも大きくありません。営業用は口径によっては料金が低くなります。団体用で使用水量が少ない方は料金が高くなるのですが、用途別から口径別にするという方針である以上、改定率の差は出るものと思っております。

○B 委員

案Cは基本料金が低くなっていますが、ほかの案の基本料金と比較したとき、比例して下がってはいないようです。口径50mmの使用者の負担が大きく、公平性が確保できていないように読み取れます。

●事務局

料金を設定するには負担の割合を再度確認します。

○B 委員

先ほど、営業用の使用者は料金が低くなるというお話がありましたが、超過料金も低くなるのでしょうか。

●事務局

超過料金も低くなります。

○C 委員

口径13mm、口径20mmの1人あたり6m³という使用水量は妥当なところなのでしょうか。

●事務局

使い方によりますが、例えば1人暮らしの高齢の方であれば6m³も使用しない方が多いです。

○会長

高齢者でも日中にほとんど水を使わない人は5m³以下、一般的な使用をする人は6m³

以上のように分かれているのだと思います。

○D 委員

事務局の皆さまはどの案が最も反対が少ないと考えているのでしょうか。

●事務局

比較表では、案 C が広い範囲で 123% に近い数値を示しています。改定率 23% 程度となる使用者が多いので、案 C が理解を得やすいと考えることができます。ただし、これはあくまでも 1 つの考えです。

○D 委員

料金が 23% 増となる使用者の方が多くなるようにするのが合理的だと思います。

●事務局

ただし、案 C は理解のしやすさという観点では必ずしも好ましくないかもしれません。今回案 C を採用した場合でも、将来的には案 A のようなシンプルな料金体系になるよう改定を進めたいという考えがあります。

○会長

案 C は急激な変化を緩和するという考え方が取り入れられた案です。その考え方について反対意見はないようですが、しかし、料金設定はシンプルにするという方針もあります。その観点では案 C はシンプルではありません。その点について、皆さまの判断をお聞かせいただきたいと思います。

○A 委員

案 A について、超過料金の 253 円を 250 円に設定した場合、上昇率は何%になりますか。また、案 A を採用した上で、上昇率が 27% になっている部分の上昇率を 23% に修正することは可能でしょうか。その具体的な数値の試算は可能ですか。

●事務局

試算を行う必要があるため、この場でお答えすることは難しいです。調整をすることは可能ですが、ある部分の料金を下げた場合、ある部分の料金を上げなければならず、全体的な調整が必要です。また、消費税の計算を容易にするため、改定案では金額はすべて 11 の倍数に設定しています。

○B 委員

家庭用としては案 A か案 C が妥当だと思います。今回、用途別から口径別に変えますので、一時的な処置として案 C を選ぶか、今回で概ね一律の超過料金にする案 A を選ぶかのどちらかということで決を採ってはいかがかと思います。

○D 委員

私も案 A か案 C が良いと思います。

○会長

皆さま、案 A か案 C にするということには異論はなさそうですね。例えば、ご近所同士でお話をしたときに同じくらいの値上がり幅になっていると実感を得やすいのは案 C だと思います。

○D 委員

案 C は使用水量 5 m³から 7 m³の上昇率が高いところは気になります。ただし、例えば元の料金が 10,000 円でこの上昇率でしたら値上げの幅は大きいですが、元が 1,000 円程度なので金額的には大きくないですね。

○会長

確かに、率を見ると大きいですが、率よりも実際の金額の方が注目される部分だと思います。

今までの議論を踏まえ、極端な変化を避ける形の案 C に決定し、ただし将来的には案 A のようなシンプルな形に変えていくことが望ましいと答申書に付すということに決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◇議事 2. 料金改定の時期について

(事務局説明)

【料金改定の時期について】

- ・今後のスケジュールは、答申書の作成と提出、住民説明会の周知と実施、議会への料金改定案の提出と議決、料金改定の周知と実施となる。
- ・料金改定の周知期間は議決後 4 か月間としたい。例えば、令和 5 年 12 月議会で議決になった場合は、令和 6 年 6 月使用分から料金を改定し、請求に反映されるのは令和 6 年 8 月請求分からとする。令和 6 年 3 月議会で議決になった場合は、令和 6 年 8 月使用分から料金を改定し、請求に反映されるのは令和 6 年 10 月請求分からとする。

○会長

周知方法についてですが、各戸配布をし、高齢者の方などにも十分に、丁寧に説明していただきたいと思います。

事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◇議事 3. 答申書について

(会長説明)

【答申書について】

- ・答申書は、これまでの決定内容と委員の意見を踏まえた上で、会長が事務局と協力しながら作成する。
- ・今後は郵送等で書面の確認をしていただく。

(異議なし)

◇議事 4. その他

(事務局説明)

【答申書について】

- ・答申書には委員全員の氏名と委員区分を掲載する。

(異議なし)

【審議会について】

- ・会長が答申書を市長に提出した時点で審議会は終結する。今後の開催予定はない。

(議事録確認者 2 名を決定)

閉会